

議第二百一十七号

東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する協  
議について

東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約を次のように定め  
るものとする。

令和三年九月十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規  
約

(公平委員会の事務委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定により、東濃中  
部病院事務組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を  
岐阜県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合  
において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議し  
て定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の定める日から適用する。

提 案 説 明

県が東濃中部病院事務組合から公平委員会の事務の委託を受けるため、この規約を定めようと  
する。